

3 指導開始及び終了の手続について

○指導開始までに必要な配慮事項と文書、手続の流れについて説明します。

通級による指導に必要な手続の流れ

開始から終了までの概要

11 ページ

指導を始めるまでの配慮事項及び準備について

12 ページ

指導の開始・終了の事務手続について

- 同一市町村で指導を受ける場合
- 他の市町村で指導を受ける場合
- 特別支援学校で指導を受ける場合

13～16
ページ

作成する文書の様式と記入例

通級による指導の開始時の文書様式

17～21
ページ

通級による指導の終了時の文書様式

22～23
ページ

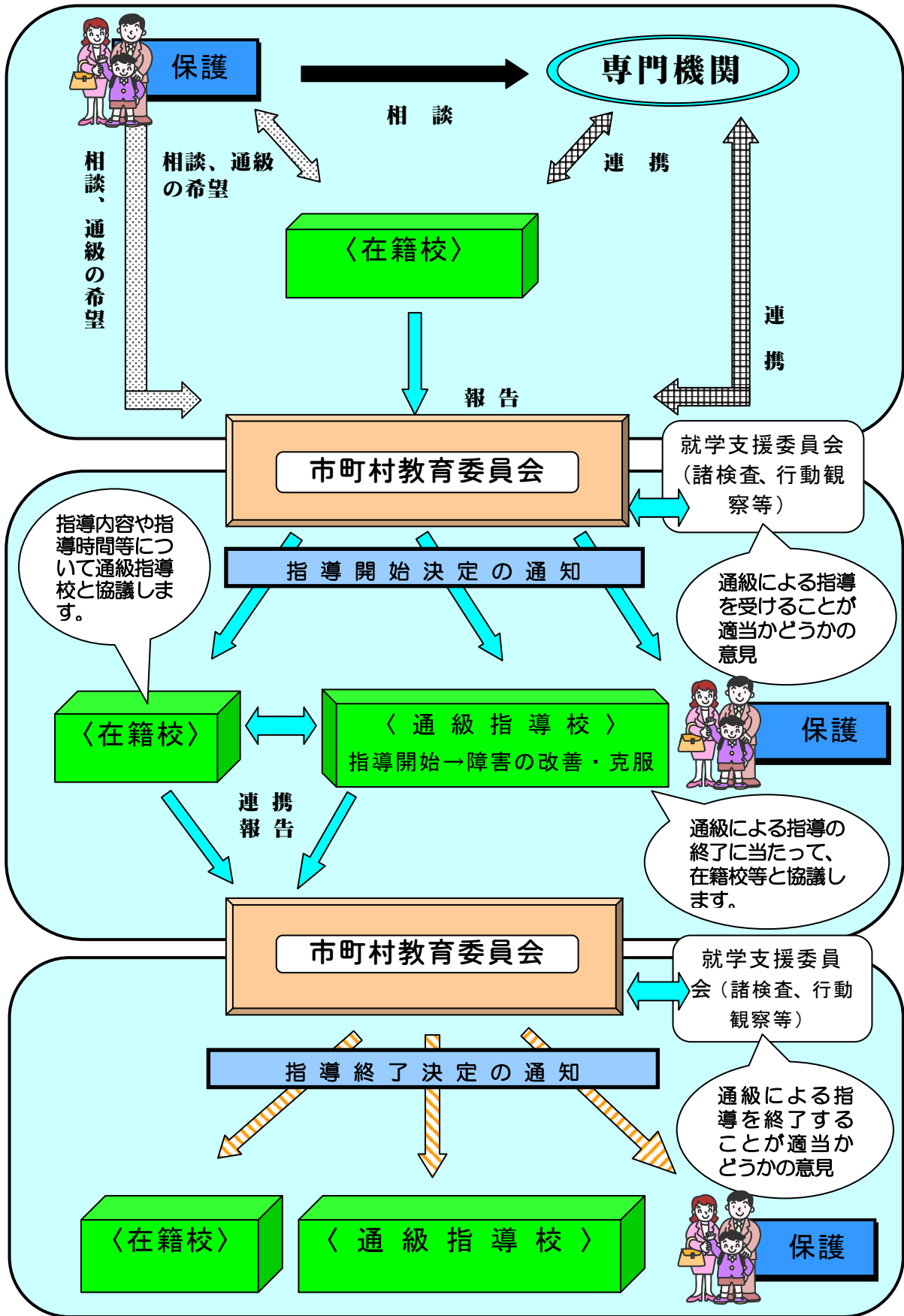
特別の教育課程

通級による指導に係る特別の教育課程

24 ページ

(1) 手続の流れ

① 指導の開始から終了までの概要



② 指導を始めるまでの配慮事項と準備について

次のような配慮事項等に心がけ、対応することになります。

《保護者・本人への配慮事項》

- ・教育委員会や在籍校が、保護者に通級による指導を受けることが必要であることを伝える時は、「お子さんにどんな課題があるか」「通級による指導とは何か」等について保護者に分かりやすく説明し、不安を抱くことのないように配慮することが必要です。
- ・通級する必要があるかどうかを決定する時は、保護者の意向を踏まえるとともに、実際に通級する児童生徒本人の意志や願いを十分に受け止め、尊重することも大切なことです。

《市町村教育委員会において必要な準備》

- ・通級による指導を受けることが必要と思われる児童生徒について在籍校等より報告があった場合、教育委員会は、通級による指導を受けることが適当かどうかの意見を就学支援委員会に求めます。また、必要に応じて専門機関と連携を図ります。

《他の市町村で通級による指導を受ける場合》

- ・同一市町村に通級指導校が設置されていない場合、その教育委員会は通級指導校を設置する他の教育委員会に通級による指導を依頼することができます。その場合、双方の教育委員会が通級による指導の実施に向けて、協議することになります。

《特別支援学校で通級による指導を受ける場合》

- ・通級による指導を実施する県立特別支援学校へ通級することも可能です。この場合、在籍校のある市町村教育委員会は、通級による指導の実施に向けて、県教育委員会と協議を行うとともに特別支援学校と連絡を密にして連携することが必要になります。